

NPO法人山鹿市スポーツ協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人山鹿市スポーツ協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県山鹿市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、山鹿市における体育とスポーツ団体を統括し、これを代表する組織であり、スポーツの振興と発展に努め、市民の健康の保持増進と体力の向上を図り、山鹿市が掲げる「健幸都市宣言」に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 市民スポーツの普及・推進事業
 - ② スポーツ大会などの開催及び助成に関する事業
 - ③ スポーツ少年団の登録及び育成に係る事業
 - ④ スポーツ推進委員の登録及び育成に係る事業
 - ⑤ 表彰に関すること
 - ⑥ その他目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

① 物品などの販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び山鹿市においてアマチュアスポーツを統括する団体
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した山鹿市においてスポーツを総合的に統括又は支援する団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長とする。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 会長は、理事会を代表し、会務をつかさどる。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令

若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、就任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第2項、第 29 条第1項第2号及び第 49 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承

諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、熊本県山鹿市に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、総会の議決を経て、会長がこれ定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事 栗川 亮一（山鹿市スポーツ協会会長）

理事 阪梨 健（山鹿市スポーツ協会副会長）

理事 吉野 栄治

理事 三浦 貴子

理事 永田 しおり

理事 立山 和宏

監事 原田 一美

役員名簿

法人名：NPO法人山鹿市スポーツ協会

役名 (役職名)	氏名	報酬の有無
／ 理事 (会長)	／ 栗川 亮一	／ 無
／ 理事 (副会長)	／ 阪梨 健	／ 無
／ 理事	／ 吉野 栄治	／ 無
／ 理事	／ 三浦 貴子	／ 無
／ 理事	／ 永田 しおり	／ 無
／ 理事	／ 立山 和宏	／ 無
／ 監事	／ 原田 一美	／ 無

設 立 趣 旨 書

1 趣旨

山鹿市スポーツ協会は、平成17年1市4町（山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町）の合併により山鹿市体育協会として発足し、令和5年に山鹿市スポーツ協会に名称変更しました。

今日まで様々な種目団体が加盟し、現在の数は27団体に及び、山鹿市スポーツ推進委員、やまが総合スポーツクラブ、スポーツ少年団、小学校体育連盟、中学校体育連盟並びに市内高等学校と連携するとともに、山鹿市のスポーツ振興事業の支援を受けながら灯籠祭りスポーツ大会、かもと招魂祭スポーツ大会、山鹿市民駅伝大会等の開催並びに県民体育祭選手派遣、郡市対抗駅伝選手派遣等の事業を展開し、市民のスポーツ活動の推進役を担ってきました。

現代は少子化や高齢化の急速な進行に伴い、市民の生活様式も変化し、日常生活における身体活動の減少、身体的・心理的ストレスの増大等が問題となっています。一方で、市民の健康志向やスポーツ活動への欲求が高まり、その内容も極めて多様化してきています。

このような状況の中、本市では「健幸都市宣言」が掲げられており、市民の健康スポーツ、文化芸術が果たす役割が重要となってきております。

そこで、山鹿市スポーツ協会ではこれまで実施してきた事業に加え、学齢期の子どもたちのスポーツ活動や高齢者のスポーツ活動、障がい者のスポーツ活動まで対象を広げた事業展開が必要であると考えております。

このような事業拡大の実現のためには、諸条件の整備を進めるとともに、行政と各スポーツ団体とがそれぞれの特性を生かし、その役割を分担しつつも連携を深め、市民の期待に適切に対応していくことが重要です。

このような観点に立ち、組織、財政、事業をより一層充実強化し、「競技スポーツの振興」・「スポーツによるまちづくり」・「生涯スポーツの推進」・「スポーツによる子どもの健全育成」の4つを基本とし、山鹿市のスポーツ活動を包括的に推進することで、山鹿市が掲げる「健幸都市」の実現に向けて、ここにNPO法人山鹿市スポーツ協会を設立するものであります。

2 申請に至るまでの経緯

- 平成17年 1市4町（山鹿市、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町）の合併により山鹿市体育協会として発足
- 令和4年9月 山鹿市、山鹿市スポーツ協会で自主運営組織に向けた勉強会の実施
- 令和5年3月 NPO法人クラブ菊陽活動報告会の実施
- 令和5年4月 山鹿市スポーツ協会に名称変更
- 令和5年4月 理事会、評議員会で自主運営団体（法人化）に向けて取組むことの確認（スポーツ協会努力目標として決議）
- 令和6年7月 NPO法人人吉市スポーツ協会現地視察
- 令和7年4月 中学校部活動地域移行運営事務局受託について打診を受ける
- 令和7年5月 組織（事務局）強化のため法人化準備委員会発足
- 令和7年5月から11月まで 設立趣旨書、その他総会資料作成のため準備委員会開催
- 令和7年12月 設立総会を開催し、法人設立を決議。以降今日に至る。

令和7年12月23日

法 人 名 NPO法人山鹿市スポーツ協会
設立代表者

氏名 栗 川 亮 一

初年度事業計画書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

法人名：NPO 法人山鹿市スポーツ協会

1 事業実施の方針

NPO 法人としての初年度は事務局の円滑な運営に重点を置き、旧山鹿市スポーツ協会の事業を引継ぎ、加盟団体の活動の支援に努める。併せて、主催事業である市民駅伝大会やフレンドリーゴルフ大会の活性化を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
市民スポーツの普及・推進事業	市民スポーツ大会開催事業	通年	山鹿市	27人	加盟団体登録選手 2500人	1,290
	各競技団体振興事業	通年	山鹿市	27人	加盟 27 団体	1,080
	市民駅伝開催事業	1 2 月	山鹿市	20人	山鹿市民 120人	250
	ACP 体力向上教室開催事業	年 6 回	山鹿市	5人	山鹿市の幼小 20人	343
スポーツ大会などの開催及び助成に関する事業	地域イベント協賛スポーツ大会助成事業	7月～9月	山鹿市	30人	県内外参加者 6000人	1,050
	県民体育祭予選会	6月	山鹿市	20人	加盟 27 団体	660
	フレンドリーゴルフ大会開催事業	1 1 月	山鹿市	5人	山鹿市民 120人	150
	全国大会等助成及び優秀団体・個人褒賞	通年	山鹿市	2人	山鹿市民 申請団体・個人	700
スポーツ少年団の登録及び育成に係る事業	スポーツ少年団育成事業	5月	山鹿市	2人	登録 23 団体 350人	70
スポーツ推進委員の登録及び育成に係る事業	スポーツ推進委員育成事業	5月	山鹿市	2人	委嘱 58人	120

表彰に関すること	スポーツ功労者表彰事業	5月	山鹿市	2人	功労者若干名	20
その他目的を達成するために必要な事業	県民体育祭選手派遣事業	9月	県内各地	10人	山鹿市代表選手 300人	2,077
	郡市対抗駅伝選手派遣事業	2月	天草市～ 熊本市	20人	山鹿市代表選手 25人	750

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出 見込額 (千円)
物品などの販売 事業	予定なし				

(法第10条第1項関係様式例)

初年度 活動予算書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

NPO法人山鹿市スポーツ協会

科目	金額 (単位:円)		
	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費 (20,000円×27団体)	540,000		540,000
賛助会員受取会費	0		0
2 受取寄附金			
受取寄附金	4,000,000		4,000,000
施設等受入評価益	0		0
3 受取助成金等			
受取補助金	16,979,000		16,979,000
受取委託金	343,407		343,407
4 事業収益			
市民スポーツの普及・推進事業収益	40,000		40,000
スポーツ大会などの開催及び助成に関する事業収益	360,000		360,000
スポーツ少年団の登録及び育成に係る事業収益	0		0
スポーツ推進委員の登録及び育成に係る事業収益	0		0
表彰に関すること	0		0
その他目的を達成するために必要な事業収益	0		0
物品などの販売事業収益		0	0
5 その他収益			
受取利息	300		300
雑収入	0	10,000	10,000
経常収益計	22,262,707	10,000	22,272,707
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	4,198,765		4,198,765
法定福利費	668,852		668,852
福利厚生費	20,000		20,000
人件費計	✓ 4,887,617	✓ 0	✓ 4,887,617
(2) その他経費			
諸会費	480,000		480,000
会議費	85,000		85,000
旅費交通費	877,000		877,000
消耗品費	275,000		275,000
備品費	0		0
通信運搬費	40,000		40,000
車両費	100,000		100,000
賃借料	0		0
保険料	145,000		145,000
活動補助金	1,270,000		1,270,000
支払助成金	4,350,000		4,350,000
業務委託費	25,000		25,000
広告宣伝費	120,000		120,000
支払報酬料	12,000		12,000
支払手数料	101,000		101,000
報償費	650,000		650,000
雑費	30,000		30,000
その他経費計	✓ 8,560,000	✓ 0	✓ 8,560,000
事業費計	✓ 13,447,617	✓ 0	✓ 13,447,617
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	3,040,476		3,040,476
法定福利費	234,939		234,939
福利厚生費	20,000		20,000
人件費計	3,295,415	0	3,295,415

(2) その他経費			
諸会費	50,000		50,000
会議費	30,000		30,000
旅費交通費	20,000		20,000
消耗品費	50,000		50,000
備品費	280,000		280,000
通信運搬費	150,000		150,000
賃借料	120,000		120,000
水道光熱費	120,000		120,000
地代家賃	864,000		864,000
その他経費計	1,684,000	0	1,684,000
管理費計	4,979,415	0	4,979,415
経常費用計	18,427,032	0	18,427,032
当期経常増減額	3,835,675	10,000	3,845,675
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	10,000	-10,000	0
当期正味財産増減額	3,845,675	0	3,845,675
設立時正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額	3,845,675	0	3,845,675

(備考)

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 2 設立時の資産がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 3 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する人件費及びその他の経費で、管理費以外のものをいう。事業の種類ごとの費用を表示する場合には、注記において区分して記載する。

活動予算書の注記(初年度)

1. 重要な会計方針
活動予算書の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によって行っています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。
- (2) 施設の提供等の物的サービスの受けた場合の会計処理
施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動予算書に計上しています。
また計上額の算定方法は「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。
- (3) ボランティアによる役務の提供
ボランティアによる役務の提供は、「4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

科目	特定非営利活動に係る事業						合計
	市民スポーツの普及・推進事業費	スポーツ大会などの開催及び助成に関する事業費	スポーツ少年団の登録及び育成に係る事業費	スポーツ推進委員の登録及び育成に係る事業費	表彰に関すること	その他目的を達成するために必要な事業費	
(1) 人件費							
役員報酬	0						0
給料手当	4,198,765						4,198,765
法定福利費	668,852						668,852
福利厚生費	20,000						20,000
人件費計	4,887,617	0	0	0	0	0	4,887,617
(2) その他経費							
諸会費							
会議費	35,000						35,000
旅費交通費		100,000					100,000
消耗品費	35,000	20,000			20,000		77,000
備品費							
通信運搬費							
車両費							
賃借料	105,000	30,000					135,000
保険料							
活動補助金	1,080,000			70,000			1,150,000
支払補助金	1,290,000	1,910,000					3,200,000
業務委託費	25,000						25,000
広告宣伝費	90,000	30,000					120,000
支払報酬料	12,000						12,000
支払手数料	31,000	70,000					101,000
報償費	250,000	400,000					650,000
雑費	10,000						10,000
その他経費計	2,963,000	2,560,000	70,000	120,000	20,000	20,000	5,633,000
合計	7,850,617	2,560,000	70,000	120,000	20,000	2,827,000	13,447,617

単位:円

翌年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

法人名：NPO 法人山鹿市スポーツ協会

1 事業実施の方針

市民のスポーツ振興に係る事業に重点を置き、大会の開催や助成に努める。併せて、中学校部活動の地域展開の業務を受託し、継続的に地域振興を担う団体として事業の拡充を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
市民スポーツの普及・推進事業	市民スポーツ大会開催事業	通年	山鹿市	27人	加盟団体登録選手 2500人	1,290
	各競技団体振興事業	通年	山鹿市	27人	加盟 27 団体	1,080
	市民駅伝開催事業	1 2 月	山鹿市	20人	山鹿市民 120人	250
	ACP 体力向上教室開催事業	年 6 回	山鹿市	5人	山鹿市の幼小 20人	343
	山鹿市 Jr.クラブ運営事業	通年	山鹿市	100人	山鹿市の中学生 800人	23,935
スポーツ大会などの開催及び助成に関する事業	地域イベント協賛スポーツ大会助成事業	7月～9月	山鹿市	30人	県内外参加者 6000人	1,050
	県民体育祭予選会	6月	山鹿市	20人	加盟 27 団体	660
	フレンドリーゴルフ大会開催事業	1 1 月	山鹿市	5人	山鹿市民 120人	150
	全国大会等助成及び優秀団体・個人褒賞	通年	山鹿市	2人	山鹿市民 申請団体・個人	700
スポーツ少年団の登録及び育成に係る事業	スポーツ少年団育成事業	5月	山鹿市	2人	登録 23 団体 350人	70

スポーツ推進委員の登録及び育成に係る事業	スポーツ推進委員育成事業	5月	山鹿市	2人	委嘱 58人	120
表彰に関すること	スポーツ功労者表彰事業	5月	山鹿市	2人	功労者若干名	20
その他目的を達成するために必要な事業	県民体育祭選手派遣事業	9月	県内各地	10人	山鹿市代表選手 300人	2,077
	郡市対抗駅伝選手派遣事業	2月	天草市～ 熊本市	20人	山鹿市代表選手 25人	750

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込額(千円)
物品などの販売事業	スポーツ啓発の T シャツを販売する	5月	事務局	2人	1,200

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

NPO法人山鹿市スポーツ協会

科目	金額 (単位:円)		
	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費 (20,000円×27団体)	540,000		540,000
賛助会員受取会費	0		0
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
施設等受入評価益	0		0
3 受取助成金等			
受取補助金	16,979,000		
受取委託金	9,943,407		26,922,407
4 事業収益			
市民スポーツの普及・推進事業収益	11,320,000		11,320,000
スポーツ大会などの開催及び助成に関する事業収益	360,000		360,000
スポーツ少年団の登録及び育成に係る事業収益	0		0
スポーツ推進委員の登録及び育成に係る事業収益	0		0
表彰に関すること	0		0
その他目的を達成するために必要な事業収益	0		0
物品などの販売事業収益		1,600,000	1,600,000
5 その他収益			
受取利息	300		300
雑収入	0	10,000	10,000
経常収益計	39,142,707	1,610,000	40,752,707
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	5,254,765		5,254,765
法定福利費	668,852		668,852
福利厚生費	20,000		20,000
人件費計	5,943,617	0	5,943,617
(2) その他経費			
諸会費	1,764,600		1,764,600
会議費	315,000		315,000
旅費交通費	1,209,112		1,209,112
消耗品費	505,000		505,000
備品費	0		0
通信運搬費	280,000		280,000
車両費	100,000		100,000
賃借料	360,000		360,000
保険料	969,000		969,000
活動補助金	1,270,000		1,270,000
支払助成金	4,350,000		4,350,000
業務委託費	25,000		25,000
広告宣伝費	120,000	1,200,000	1,320,000
支払報酬料	14,502,000		14,502,000
支払手数料	101,000		101,000
報償費	650,000		650,000
雑費	30,000		30,000
その他経費計	26,550,712	1,200,000	27,750,712
事業費計	32,494,329	1,200,000	33,694,329
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	3,040,476		3,040,476
法定福利費	234,939		234,939
福利厚生費	20,000		20,000
人件費計	3,295,415	0	3,295,415
(2) その他経費			
諸会費	50,000		50,000
会議費	30,000		30,000

旅費交通費	20,000		20,000
消耗品費	50,000		50,000
備品費	280,000		280,000
通信運搬費	150,000		150,000
賃借料	120,000		120,000
水道光熱費	120,000		120,000
地代家賃	864,000		864,000
租税公課	1,528,000		1,528,000
その他経費計	3,212,000	0	3,212,000
管理費計	6,507,415	0	6,507,415
経常費用計	39,001,744	1,200,000	40,201,744
当期経常増減額	140,963	410,000	550,963
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	410,000	-410,000	0
当期正味財産増減額	550,963	0	550,963
前期繰越正味財産額	3,845,675	0	3,845,675
次期繰越正味財産額	4,396,638	0	4,396,638

(備考)

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 2 設立時の資産がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 3 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する人件費及びその他の経費で、管理費以外のものをいう。事業の種類ごとの費用を表示する場合には、注記において区分して記載する。

活動予算書の注記(翌年度)

1. 重要な会計方針
活動予算書の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。
- (2) 施設の提供等の物的サービスの受けた場合の会計処理
施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動予算書に計上しています。
また計上額の算定方法は「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。
- (3) ボランティアによる役務の提供
ボランティアによる役務の提供は、「4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

科目	特定非営利活動に係る事業						その他の事業	合計
	市民スポーツの普及・推進事業費	スポーツ大会などの開催及び助成に関する事業費	スポーツ少年団の登録及び育成に係る事業費	表彰に関すること	その他目的を達成するために必要な事業費	物品などの販売事業費		
(1) 人件費								
役員報酬	0							0
給料手当	5,254,765							5,254,765
法定福利費	668,852							668,852
福利厚生費	20,000							20,000
人件費計	5,943,617	0	0	0	0	0	0	5,943,617
(2) その他経費								
諸会費	1,284,600							1,284,600
会議費	265,000							265,000
旅費交通費	332,112	100,000						1,209,112
消耗品費	265,000	20,000		20,000				505,000
備品費								0
通信運搬費	240,000							240,000
車両費								100,000
賃借料	360,000							360,000
保険料	929,000							969,000
活動補助金	1,080,000							1,270,000
支払助成金	1,290,000	1,910,000	70,000					4,350,000
業務委託費	25,000							25,000
広告宣伝費	90,000							1,320,000
支払報酬料	14,502,000							14,502,000
支払手数料	31,000	70,000						101,000
報償費	250,000	400,000						650,000
雑費	10,000							30,000
その他経費計	20,953,712	2,560,000	70,000	20,000	120,000	1,200,000	1,200,000	27,750,712
合計	26,897,329	2,560,000	70,000	20,000	120,000	1,200,000	1,200,000	33,694,329

単位:円